



2024年5月9日

各位

会社名 ハウス食品グループ本社株式会社
代表者名 代表取締役社長 浦上 博史
(コード番号：2810、東証プライム)
問合せ先 広報・IR部長 三宅 英貴
(TEL. 03-5211-6039)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2024年6月25日開催予定の第78期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議案について株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面（以下「本株主提案書面」といいます。）を受領いたしました。本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 提案株主

株主名：LONGCHAMP SICAV

II. 本株主提案の内容

1. 議題

- (1) 自己株式取得の件
- (2) 社外取締役の構成に関する定款変更の件

2. 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

III. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

1. 自己株式取得の件

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社経営資源の活用につきましては、中期計画に基づき成長投資と株主還元のバランスを意識

した資源配分を具体化し、企業価値向上に取り組んでおります。

2021年4月よりスタートした第七次中期計画では、キーストーンナチュラルホールディングス社へのM&A投資など自己資金を成長領域へ重点配分し、3か年で計546億円を投資いたしました。政策保有株式については、20%縮減の計画に対し24.4%縮減と計画を達成しており、配当と並ぶ株主還元策として政策保有株式縮減から得られるキャッシュを原資とした120億円の自己株式取得を計画通りに完遂いたしました。また、2024年3月期の年間配当金は、1円増配となる47円を予定しております。

第八次中期計画においては、キャッシュインを営業キャッシュフロー650億円、サステナブルファイナンスを活用した有利子負債による外部調達200億円、政策保有株式縮減150億円とし、適正資金水準を明確にしたうえで、第七次中期計画に引き続きグローバルなバリューチェーン構築による成長加速のため、成長投資に500億円、基盤強化投資に200億円の資源を投下する計画です。また株主還元は、経営の重要課題と位置づけており、2024年4月より新たな利益配分方針として総還元性向40%以上、安定配当として年間配当金46円以上を継続配当することといたしました。特に第八次中期計画においては、政策保有株式縮減（第七次中期計画比30%削減）を進め、それを原資とした150億円の自己株式取得を実施することにより、総還元性向50%以上、保有株式の純資産比率10%以下をめざすことといたしました。なお、2025年3月期年間配当金は1円増配の48円を予定しております。

また、資本コストや株価を意識した経営に取り組むため、第八次中期計画では資本コストを6%に設定し、ROICマネジメントを導入することでバランスシート視点での意識改革と経営指標の改善に取り組んでまいります。第八次中期計画では積極的な成長投資を継続するため事業ROICの伸長は限定的ながらも、非事業性資本の縮減を進めることで目標ROIC6.0%以上・ROE7.0%の達成を、第九次中期計画では事業ROICを引き上げることで目標ROIC8.0%以上の達成をめざします。

このように当社は、明確な財務資本政策のもと、将来のあるべき姿を見据えた成長投資と株主還元を着実に実行しております。一方で本株主提案による自己株式取得300億円は、1年以内での取得が求められており、成長投資の財源が損なわれ、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上が停滞する恐れがあり、結果として株主のみなさまの利益に繋がらないと判断いたします。当社としては、自己株式取得は本株主提案に定める時期や金額で実施するのではなく、中期計画に基づき、業績や財務状況、株価水準などを総合的に勘案して実施することが適切であると考えます。

したがって、取締役会としては本株主提案に反対いたします。

2. 社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、2021年6月より独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名諮問委員会を設置し、取締役候補者の選定プロセスの客観性や透明性を確保しております。指名諮問委員会は、コーポレートガバナンス報告書で開示している取締役選任基準およびスキル・マトリックスに基づき、当社の経営戦略に照らし、企業価値向上に寄与する人材を取締役

候補者として提案しております。

また当社は、クオリティ企業への変革を加速し、成長に向けた新たなチャレンジを進める事業持株会社として、取締役会は監督と執行の両機能を持つことが望ましいと考えております。執行機能として各事業責任者が取締役を兼務し、グループ全体を俯瞰した立場で監督しております。さらに、監査機能を持つ監査等委員と合わせて取締役会を構成しております。

2021年6月より監査等委員会設置会社へ移行するとともに、独立した立場からの監査監督機能をより強化するため、社外役員全員が監査等委員である取締役に就任しております。5名中4名が独立社外取締役で構成される独立性の高い監査等委員会において、内部監査部門を組織上の配下に置き、各事業会社監査役と連携した組織的監査を行っております。社外取締役監査等委員には、毎回の取締役会で発言機会を確保するなど、適法性監査の観点だけでなく、業務執行に対する独立した立場からの意見表明を重視しており、毎回自由闊達な意見表明が行われております。こうした意見を経営に活かすことでガバナンスを一層強化する体制としております。また、取締役会実効性評価を重視しており、社内、社外役員からの評価結果を受けて取締役会として課題を認識し、議論の上改善に結びつけるよう継続的改善に取り組んでおります。

現在、当社の取締役会構成は取締役総数12名中4名（うち女性1名）を独立社外取締役としており、企業経営経験者、弁護士、官庁出身者など多様性に富む構成となっております。

以上のことから、現状の当社取締役会は多様性と独立性が確保されており、今後のガバナンス強化にもつながる体制と考えております。

一方で本株主提案のような規定を定款に設けることは、取締役会のあるべき姿の議論や取締役候補者の選択範囲を却って制限し、その時々々の経営戦略に基づいて機動的に検討すべき取締役会構成の妨げになると判断いたします。したがって、取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以上

(別紙「本株主提案の内容」)

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

第1 提案する議題

- 1 自己株式取得の件
- 2 社外取締役の構成に関する定款変更の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数9,750,000株、取得価額の総額30,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社はルウカレーやルウシチュー、レトルトカレーで国内シェアNo.1の強いブランド力を持つ競争優位性のある事業を展開しているとともに、米国TOFU事業、中国カレー事業、アセアン機能性飲料事業の海外食品事業では高い成長性が期待できます。また、第八次中期計画における財務資本政策において、現状認識や資本コストや株価を意識した取組方向性、ROICマネジメント導入、総還元性向50%以上の新利益配分方針、資源配分の明確化によるバランスシート改善の開示は評価できるものです。

しかし、当社の保有する現金及び預金と有価証券、投資有価証券の合計から借入金を差し引いた金額である当社の純財務資産は2023年12月末時点で1,320億円と計算され、2023年12月末時点の時価総額の40%を超える規模となっております。第八次中期計画において資産縮減150億円を原資に2027年3月期までの3年間で150億円の自己株式取得を計画しておりますが、純財務資産1,320億円があることを鑑みれば、150億円という資産縮減だけでは当社が設定した月商2カ月分の適正資金残高を大きく超えた余剰資金が残ることとなり、自己株式取得の金額が不十分であると考えます。必要資金を超えた現金資産の積み上げは資本効率の低下・企業価値の毀損につながります。事実、当社の過去5年間平均のROEは5%を下回っており、資本コストを満たしているとはいえない状況です。当社が掲げているあるべき姿ROE10%確保を鑑みれば、第八次中期計画で3年後の2027年3月期ROE7%、ROIC6%以上目標は踏み込み不足で目標値が低すぎると考えます。自己株式取得による株主還元をさらに拡充しROEの向上を目指すべきです。よって、株主還元の拡充および資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数(自己株式を除く)の約10%を自己株式として取得する施策を採用すべきと考えます。

2 社外取締役の構成に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第 18 条を下記の通り変更する。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(員数) 第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は 8 名以内とする。 3 (新設)	(員数) 第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は 8 名以内とする。 3 <u>上場企業であり続ける限り、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）の過半数は、会社法第 2 条第 1 項第 15 号に規定する社外取締役とする。</u>

(2) 提案の理由

弊社は今日の上場企業経営において取締役会の多様性と独立性が不可欠であると考えます。多様性ある取締役会とはスキル、経験、年齢、国籍、ジェンダーなど幅広い視点から経営判断ができる取締役会を意味し、独立性のある取締役会とは少なくとも過半が独立社外取締役から構成されている取締役会を意味します。

コーポレートガバナンス・コード原則 4-8 は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1（その他の市場の上場会社においては 2 名）以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則 4-7 は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役 12 名のうち社外取締役は 4 名となっており、コーポレートガバナンス・コード原則上の要件は充たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、女性及びアナリストとして高い経験とスキルを持つ人材の登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにするでしょう。しばしば銀行出身者や会計士がスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家の意義があると考えます。

以上